

研究倫理教育等の実施計画

1 研究倫理教育の受講対象者

(1) 受講義務者（受講を必須とし、受講管理が必要な者）

研究者（ディレクター、グループ長、研究員、イノベーション・アーキテクト、研究補助職員等）のうち、e-Rad 研究者番号を有し、かつ、科研費応募資格を持つ者であって、科研費等研究応募を予定する者

(2) 受講推奨者（受講を推奨するが、受講管理の必要のない者）

研究者（ディレクター、グループ長、研究員、イノベーション・アーキテクト、研究補助職員等）のうち、上記（1）以外の者
事務局（総務部、産学官共創支援部）及び産学官共創推進室の職員

2 実施体制・実施方法

研究倫理教育責任者は、教材受講の方法による研究倫理教育を実施し、受講状況を管理する。

研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育の受講を促すとともに、各部門の特性に応じた研究倫理教育を実施する。

3 研究倫理教育の内容及び受講方法等

(1) 教育内容

次のいずれかの e ラーニング教材を選択する。

- ① 一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）研究倫理教育 e ラーニング
- ② 日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース eL CoRE

(2) 受講方法

研究倫理教育の受講対象者は、上記（1）の e-ラーニングを各自受講し、システムから発行される受講終了証を研究倫理教育責任者に提出する。

4. 受講時期

(1) 受講義務者は、原則5年度ごとに受講する。教材等の見直しを行った場合や文部科学省等からの通知等により、受講時期を変更する場合がある。

(2) 年度途中で採用された者で、受講義務者は着任後速やかに受講する。

(3) 本研究所採用前に在籍していた研究機関等において、3（1）の研究倫理教育（あるいは、同等の研究倫理教育）を採用年度を含め5年度以内に受講した者については、研究倫理教育を受けたこととみなす。